別表第四（第六十五条関係）

工事の種類	事前届出を要するもの			
一～七　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
八　騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定されたものを除く。）の設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、	発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力用保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、	（一）　変圧器 （二）　電圧調整器又は電圧位相調整器 （三）　調相機 （四）　電力用コンデンサー （五）　分路リアクトル又は限流リアクトル （六）　周波数変換機器又は整流機器 （七）　遮断器 （八）　逆変換装置 （九）　電力貯蔵装置 （十）　蓄電所の運転を管理するための制御装置	第二号（一）の中欄に準ずるもの 第二号（二）の中欄に準ずるもの 第二号（三）の中欄に準ずるもの 第二号（四）の中欄に準ずるもの 第二号（五）の中欄に準ずるもの 第二号（六）の中欄に準ずるもの 第二号（七）の中欄に準ずるもの 第一号（六）９の中欄に準ずるもの 第一号（六）10の中欄に準ずるもの 第一号（七）１の中欄に準ずるもの	新技術の内容を十分に説明した書類 電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。） 第二号（一）の下欄に準ずるもの 第二号（二）の下欄に準ずるもの 第二号（三）の下欄に準ずるもの 第二号（四）の下欄に準ずるもの 第二号（五）の下欄に準ずるもの 第二号（六）の下欄に準ずるもの 第二号（七）の下欄に準ずるもの 第一号（六）９の下欄に準ずるもの 第一号（六）10の下欄に準ずるもの 第一号（七）１の下欄に準ずるもの
二～四　［略］	［略］			

別表第四（第六十五条関係）

一～七　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
八　［同上］	［同上］	［略］	［略］	［略］
	発電所、変電所、送電線路、電力用保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、			
二～四　［略］	［略］			